

Ⅲ. 政策・調査研究委員会【公益目的事業1：政策立案・実現事業】

(1) 地政学リスク研究委員会——企業経営者が世界情勢を俯瞰し、わが国周辺有事リスクを検討するため、質の高いラーニングの機会を提供

地政学リスク研究委員会（鈴木純委員長、大島眞彦委員長、田中孝司委員長）では、6月に開催した委員長会議において、提言作成を必ずしも目的にせず、まず世界の安全保障情勢を俯瞰したヒアリングを行い、そうした視点から、わが国の周辺有事リスクを位置づけ、企業経営を行ううえでの対応を検討するという方針を確認し、8月の第1回委員会でこれを決定した。

高い質の情報に基づくラーニングの機会を提供することを目標として、新浪代表幹事の推挙により、船橋洋一（公財）国際文化会館グローバル・カウンスルチェアマン/アジア・パシフィック・イニシアティブ創設者、および江口豪 サントリーホールディングス（株）インテリジェンス推進本部長が、委員会アドバイザー（以下アドバイザー）に就任した。また、本会と（公財）国際文化会館との間で、地経学に関する連携・協力の覚書を締結した。

こうした方針に基づき、委員会では8月から3月にかけて有識者の招聘を行った。具体的には、船橋アドバイザーより地政学リテラシーについて、鈴木一人（公財）国際文化会館地経学研究所長/東京大学公共政策大学院教授からは、「地経学時代」スタート講座と題して、江口アドバイザーからは、米国政治情勢と世界の地政学動向について、峯村健司 キヤノングローバル戦略研究所主任研究員/北海道大学公共政策学研究センター上席研究員からは、中国関連の地政学リスクと日本企業について、神保謙（公財）国際文化会館常務理事/慶應義塾大学総合政策学部教授からは、地政学リスク概論と題して、香田洋二 元海上自衛隊自衛艦隊司令官からは、中国の軍事情勢について、則竹幹子（独）情報処理推進機構（IPA）セキュリティセンターサイバー情勢研究室から、国家支援型組織による先端技術情報窃取の現状について、それぞれヒアリングを実施した。

本年度、世界ではロシア・ウクライナ情勢が膠着状態に陥る一方で、10月にはハマス・イスラエルの衝突の勃発、1月には台湾総統選挙で民進党候補勝利など地政学に関する数々の事象が発生した。地政学リスクや安全保障問題はそれぞれが独立した事象ではなく、相互に作用・連関する面があるため、講師には講演テーマに敷衍する形で、時々的情勢の分析と見解を問う質問がある可能性なども伝え、現在進行中の事案の解説や、状況が推移する中での見通し、同一事象に関する複数の知見の提供などラーニングの機会の質を高める運営を行った。

(2) 経済安全保障委員会——意見『「経済安全保障に係る産業・技術基盤強化アクションプラン」への意見』を12月4日に、『セキュリティ・クリアランス法制に関する意見』を2月22日に公表

経済安全保障委員会（小柴満信委員長、柴田英利委員長）では、6月に開催した委員長および、担当副代表幹事会議において、日本および、諸外国で整備が進む経済安全保障法制の動向について調査を行い、経済界に影響を与える事象にタイムリーな意見発信を行うことを確認した。8月の第1回委員会において、活動方針を決定した。10月に開催した第1回正副委員長会議では、年度後半のテーマについて議論を行った。

委員会では8月から3月にかけて、上記の方針に沿って幅広くヒアリングを行い、意見交換を行った。具体的には、永野秀雄 法政大学人間環境学部教授より「アメリカにおけるセキュリティ・クリアランス制度の日本への影響」について、江藤名保子 学習院大学法学部政治学科教授より「中国にとっての『経済安全保障』」について、ジャン・エリック・パケ 駐日欧州連合特命全権大使より「欧州の経済安全保障」について、西川和見 経済産業省経済安全保障室長より「経済安全保障に係る産業・技術基盤強化アクションプラン」について、ダニエル・フェルドマン コヴィントン&バーリング法律事務所弁護士、トム・プロトキン 同事務所弁護士より「米国のサプライチェーンにおける強制労働への行政執行」について、また、デヴィッド・ファーガン 同事務所弁護士より「対米外国投資委員会（CFIUS）の最近の動向」について、それぞれ講演いただき、意見交換を行った。また、最終会合では、今村卓副委員長より「アメリカの最新動向」について話を伺った後、小柴委員長、柴田委員長、今村副委員長、平賀暁副委員長でパネルディスカッションを行った。

ヒアリング活動と並行して、2022年に成立した経済安全保障推進法に基づく迅速な産業政策への評価と、官民による「戦略的対話」を開始するにあたって重要と考えるポイントについて発信すべく、『「経済安全保障に係る産業・技術基盤強化アクションプラン」への意見』（2023年12月）を新浪代表幹事、小柴委員長、柴田委員長の連名で、ホームページに公開した。また、2024年1月に公表された経済安全保障分野における、セキュリティ・クリアランス制度などに関する有識者会議による最終取りまとめを受けて、制度の導入に対する評価と本法制の導入・運用にあたり、官民での緻密な議論継続の必要性を訴えた『セキュリティ・クリアランス法制に関する意見』（2024年2月）をホームページに公開した。いずれも担当府省、内閣国家安全保障局などに意見を提出した。